

「職員の懲戒処分に関する運用基準」における公務中の物損事故に係る処分量定の
の具体的基準

1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

(1) 損害 財産について生じた損害をいう。

(2) 事故 職員がその職務を遂行するにつき故意または過失により病院局およ
び第三者に損害を加えた場合をいう。

(3) 病院局の責任額 事故により第三者に加えた損害の額に病院局の過失割合
を乗じて得た額をいう。

(4) 第三者の責任額 事故により病院局に生じた損害の額に第三者の過失割合
を乗じて得た額をいう。

(5) 病院局負担額 第三者への賠償金および補償金等の額、病院局に生じた損
害に係る修繕料等の額（第三者の責任額を控除した額とする。）ならびに道
路等の原状復帰のための清掃手数料等の額の合計額であって、保険による補
填前の額をいう。

2 病院局負担額のうち賠償金の算定にあたっては、病院局の責任額と第三者の責
任額をそれぞれ相殺するものとする。

3 過失割合が5割を超え、病院局負担額が100万円以上の物損事故は、戒告

4 過失割合が5割を超え、病院局負担額が50万円以上100万円未満の物損事
故は、訓告

5 過失割合が5割を超え、病院局負担額が20万円以上50万円未満の物損事故
は、嚴重注意

6 過失割合が5割以下の物損事故(病院局負担額が20万円以上のものに限る。)
は、嚴重注意

※ 上記の基準については、平成29年12月1日以降の物損事故について適用す
る。なお、他の交通違反や人身を伴う事故の場合、報告義務を怠った場合は、そ
れらを加味したうえで、処分を行うものとする。